第二千七百三十七号

平成二十九年

曜

月

十月十六日

3

目 次

示

○保安林の指定の予定………………………………………………………………………六八三

○生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出………………………六八五 ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出…………………………六八六

○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出…………

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出…………………………………六九○ ○生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出………………………六八九

○大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)…………………………………………………………………………六九○

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………………六九二

公安委員会

○指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………………………六九二

示

告

山梨県告示第三百三十四号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十九年十月十六日

山梨県知事

指定の目的 土砂の流出の防備

三まで、六一〇二の一、六一〇三、六一〇四

指定施業要件

一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町大島字椚葉六〇七一の一、六〇九一から六〇九

Ш

梨県公

報

第二千七百三十七号

平成二十九年十月十六日

日

次の森林については、主伐は、択伐による。

立木の伐採の方法

す部分に限る。) 字椚葉六〇七一の一・六一〇二の一・六一〇三(以上三筆について次の図に示

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

生活保護法に基づく指定医療機関の指定

·六八七

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 次のとおり

医療機関を指定した。

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤

斎

たけい歯科 名 称 地一 笛吹市八代町南二千六百二十八番 | 平成二十八年四月一日 所 在 地 指 定 年 月 \exists

ウエルシア薬局石和市 双葉薬局 フリヤ薬局 あめみや調剤薬局 |笛吹市石和町市部千九十番地 甲府市下小河原町三十番地七 甲斐市下今井四十三番地 笛吹市石和町市部千七十八番地一 四日 ||平成二十九年三月二十 平成二十九年三月二十 十一日 平成二十九年三月 平成二十八年十一月一 日

梨
県
公
報
第一
手
芸
브
于
十七号
J
平成
平成二
平成二十九年十
_
_
_
_

Щ

部店

央店

アーク調剤薬局塩山中

病院前店

フラワー薬局塩山市民

あすなろ甲府薬局

あすなろ石和薬局

あすなろ巨摩薬局

中央市下河東三千四十六番地二 同		七十五番地 七日 七日 七日 七日 七日 七日 七日 七	甲斐市西八幡千九百三十九番地二 平成二十九年四月三日		富士吉田市大明見六丁目十七番一 司	五 大月市猿橋町殿上五百八十七番地 同	地二 北杜市武川町牧原千三百六十六番 同	四十 留吹市石和町広瀬六百二十三番地 同	南アルプス市桃園三百四十番地二 同		甲年市宝一丁ヨ九番一号売売ごレ 司	地三 甲州市塩山西広門田四百五十九番 同	地五 地五 甲州市塩山西広門田四百三十三番 平成二十九年四月一日	八日
東花輪駅前小俣内科ク	機構甲府病院独立行政法人国立病院	ワイプランタル甲麻	か に が か か 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ウエルシア薬局河口湖	あしざわ薬局	ックック	クリニックまつおか	不山耳鼻咽喉科クリニ		ドラル薬局甲府東	ほそだクリニック	松野歯科のリニック	リニック	山梨?E C 画象参新さ府脳神経外科病院附属
中央市東花輪六百六十九番地二	甲府市天神町十一番地三十五		二十八番地一		甲州市塩山下於曽千三百八十番地	甲府市砂田町十番地二	一階一門田町九百三十三番地十八	甲庥市庐町二百六十七番地一		甲府市砂田町十番地二	甲府市長松寺町一番三号	甲斐市中下条二百匹十九番地一		
同	平成二十九年八月一日	Ī		同	平成二十九年七月一日	日平成二十九年六月十二	平成二十九年六月二日	Harrier Harris		同	平成二十九年六月一日	ĪĪ,	J	

科医院

医療法人聖仁会すみ歯

くろだ小児科・耳鼻科

守山薬局

あすなろ大月薬局

あすなろ武川薬局

なでしこ薬局

医療法人社団篠原会甲 | 中央市下河東三千四十六番地

機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。 とおり施術機関を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により指定した医療 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、 Щ ゆうしん整骨院韮崎 あきやま治療院 甲斐甲府店 鍼灸からだ元気治療院 こまち はりきゅうマッサージ リバーサイド整骨院 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出 生活保護法に基づく指定施術機関の指定 平成二十九年十月十六日 平成二十九年十月十六日 梨県公 名 名 報 称 称 第二千七百三十七号 笛吹市石和町中川四百九十番地赤 甲斐市西八幡二千四百十八番地 甲斐市長塚六百十一番地十二 韮崎市富士見三丁目六番十一号 中央市山之神千五百二十九番地八 | 平成二十九年五月一 尾ハイツー号 所 所 在 在 山梨県知事 山梨県知事 平成二十九年十月十六日 地 開 地 後 後 設 | 平成二十九年八月一日 平成二十九年四月一 平成二十九年七月一日 平成二十九年六月六日 指 藤 藤 者 定 年 変更事項 月 斎 斎 日 H 日 次の 変更後 変更前 甲府グリーン薬局 変更後 変更前 ンつゆき 訪問看護ステーショ 医院 院 国母眼科医 萩原眼科医 大田屋クリ 大田屋外科 ニック 十四号 |甲府市国母二丁目三番四 一富士吉田市上吉田五丁目 甲府市增坪町字阿原田五 変更前 百七番地四 八番三号 変更後 |甲府市中央四丁 甲府市朝気三丁 目十八番五号 目十番四号第一 二栄ビル一階 |医療法人ハギハラ 変更前 変更後 変更後 株式会社洗心 |株式会社グ |日本赤十字 村野調剤薬 ーマシー リーンファ 局株式会社

開設者

名称

ック

いやま整形外科クリニ

|南アルプス市古市場百七十五番地

| 平成二十九年八月二十

山梨赤十字病院

南都留郡富士河口湖町船

変更前

日本赤十字

開設者

社山梨県支

津字剣丸尾六千六百六十

三番地一

部

所在地

日

リニック

名称

山 梨 県 公 報 第二千七百三十七号 平成二十九年十月十六日

					ラブラ
変更前 二	市本町一丁目十六番 変更前		部店		七日
院	一号	互病院 超者	ン病院附属一宮診療所甲州リハビリテーショ	一	一日平成二十九年三月三十
変更後 恵信韮崎相	変更後	信韮崎相互医療法人恵	あすなろ甲府薬局	内甲府市宝一丁目九番一号読売ビル	同
		病院	あすなろ大月薬局	五大月市猿橋町殿上五百八十七番地	司
生活保護法(昭和二十 生活保護法に基づく)	活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条2生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	第四十九条の規定により指定した次の 出	あすなろ巨摩薬局	南アルプス市桃園三百四十番地二	可
平成二十九年十月十六日医療機関から、事業を廃止し	上半年の届出があった。	後 藤 斎	あすなろ石和薬局	四十四十二番地方二十三番地	同
名称	所在地	廃止年月日	あすなろ武川薬局	地二北杜市武川町牧原千三百六十六番	可
たけい歯科	地一笛吹市八代町南二千六百二十八番	一日	守山薬局	富士吉田市大明見四百五十三番地	同
十字堂あめみや調剤薬	甲府市下小河原三十二番地四	十日平成二十八年十一月二	大房デンタルクリニッ	バスビル二階 甲斐市島上条七百十四番地一ニー	平成二十九年四月一日
アトム薬局宝店	甲府市宝二丁目二十五番十号	八日平成二十九年二月二十	科医院 科医院	四十五番地四十五番地	六日 平成二十九年四月二十
飯野産婦人科医院	韮崎市本町二丁目十四番十二号	同	中川薬局石和店	八 笛吹市石和町八田三百三十番地十	日 平成二十九年四月三十
フリヤ薬局	笛吹市石和町市部千七十八番地一	三日 三日 三月二十	ほそだクリニック	甲府市長松寺町一番地三	一日 平成二十九年五月三十
ウエルシア薬局石和市		平成二十九年三月二十	もりの木こどもクリニ	甲府市和戸町六百八十番地	平成二十九年六月十二

Щ 梨 県公 報

第二千七百三十七号

平成二十九年十月十六日

朝日薬局 株式会社ウエノウエノ 院 荻原整形外科·外科医 甲府共立病院 工藤眼科医院 ック 浅川内科胃腸科医院 甲府市朝日二丁目十三番九号 甲府市山宮町千百八十七番地二 南アルプス市古市場百七十五番地 甲府市宝一丁目九番一号 甲府市徳行四丁目三番十七号 | 平成二十九年七月一日 一日 平成二十九年六月二十 平成二十九年六月十八 平成二十九年八月一日 H 平成二十九年六月三十 H 日

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により指定し 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出

平成二十九年十月十六日

た次の施術機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

		山梨県知事	後		藤		-÷-	斎
名称	所	在	地	廃	止	年	月	日
湯田整骨院	甲府市青沼三	甲府市青沼三丁目十八番十号		八平月成		年一	一十九年二月二十	干
ぬくいんあんまマッサージ指圧	番地二笛吹市御坂町	番地二 笛吹市御坂町成田二千七百二十四		平成二十九年三月九日	-	年二	月力	日
石和名倉堂接骨院	笛吹市石和町	笛吹市石和町松本二百二十二番地	世	平成二十九年三月三十	-	年二	月	<u></u>

	九十三	日日
山本整骨院	甲州市塩山上於曽千二百四十番地	司
大澤整骨院	地一甲州市塩山上於曽千八百三十三番	同
柏木接骨院	富士吉田市松山五百三十番地一	同

生活保護法に基づく指定介護機関の指定

次のとおり介護機関を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤

斎

ドリのサンロー	り樹	ケアサービス	事業者の名称
二番地町四百五十	十四号 目十八番三 上暮地一丁	一 川三郷町市 川三郷町市 世十三番地	所の所在地 主たる事務
ター薬局	り樹を社とま	護支援事業所水の郷居宅介	事業所の名称
二十八番地	十四号 目十八番三 上暮地一丁	一 川三郷町市 川三郷町市 地	在地事業所の所
理指導	訪問介護	援事業	種類サービスの
同	日 年十二月一 平成二十八	日 年十一月一	指定年月日

梨県公報	
第二千七百三十七号	
平成二十九年十月十六日	

Ш

同

同

同

同

居宅療養管	援事業	理指導居宅療養管	所介護 予 防 通		通所介護			理指導居宅療養管	理指導居宅療養管	指導 宅療養管理 介護予防居
同	同	年 五月 一日 日	闰		司			同	年 四月 一日	同
同	同	同	ーマ みらい	株式会社ファ		同	祉 事 党 団	山梨県社会福 社会福祉法人	同	調剤
同	同	同	号 二番一	東京都世田		同		町九番地一甲府市太田	同	二号二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
同	富士山薬局	同	吉田店店	ヒロ薬局富士		同	業所豊寿荘	者生活介護事	同	調剤勝沼薬局
同	十九番地一	同	目五番一号 丁	富士吉田市		同		市十日市場	同	番地二 工
介護予防居	理指導器定療養管	指導 宅療養管理 所居	理指導	居宅療養管	者生活介護	介護予防特		居者生活介	指導 宅療養管理	理指導
同	同	同		同		同		年六月一日	同	

真正会

番地

番地

可

同

同

同

社会福祉法人

都留市小野

デイサービス

都留市小野

六百三十二

六百三十二

いろは

뭉

府丸の内リ

ーモ二〇三

ファーマシー 株式会社IS

内三丁目五 甲府市丸の

局

トフル薬

番十八号ポ

十九番地三 市場八百四 山梨市七日

レスター甲

センター 医薬分業支援 般財団法人

> 二十七番地 中央市若宮

医薬分業支援 一般財団法人

センター

十 二 二十七番地 中央市若宮

戸川会 社会福祉法人

南巨摩郡富

進士歯科医院

大月市御太

進士歯科医院

大月市御太

刀一丁目八

番十九号

番十九号 刀一丁目八

株式会社日医

中央市山之

株式会社日医

甲州市勝沼

番地一

福寿荘

番地

寺千三百七 士川町最勝

護支援事業所 戸川会居宅介 社会福祉法人

寺千三百七 士川町最勝 南巨摩郡富 Щ 梨県公報

第二千七百三十七号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出

平成二十九年十月十六日

裕良会祖法人 同 同 同 同 同 同 甲府市池田 同 同 同 同 同 同 一丁目一番 号 |特別養護老人 なぎ ホームわかや 西店 根店 同 同 同 かえで薬局白 店 ヒロ薬局甲府 かえで薬局甲 甲府市池田 番地二 南アルプス 南アルプス 甲府市増坪 一丁目一番 同 市下宮地六 同 五十六番地 市在家塚百 同 町五百三十 一番地三 号 理指導 理指導 介護老人福 地域密着型 居宅療養管 理指導 指導 者介護 指導 指導 居宅療養管 居宅療養管 祉施設入所 宅療養管理 宅療養管理 宅療養管理 宅療養管理 介護予防居 介護予防居 介護予防居 平成二十九 同 平成二十九 年七月一日 同 同 同 同 日 年六月十六

> 定した介護機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により指

平成二十九年十月十六日

山梨県知事

後

藤

斎

	'							
	議会福祉法人甲	同	ポート笛吹 法人地域福祉サ 特定非営利活動	ち、株式会社なかみ	医療法人銀門会	同	株式会社洗心	事業者の名称
	目十七番一号甲府市相生二丁	二百八番地	千二十三番地	番地 二千三百九十五 甲府市上曽根町	田市場二千三十 日市場二千三十 日本地	同	目九番二号甲府市中央四丁	所在地
	か 協議会指定訪問 甲府市社会福祉	支援事業所	事業所	なかみちの里	リテーション病院アーション病院	ターながぬま	訪問看護ステー	事業所の名称
17.	八番十九号	同	番地一 居千二百三十五 居千二百三十五	番地 二千三百九十五 甲府市上曽根町	田市場二千三十 日市場二千三十 日本地	同	目十八番五号	事業所の所在地
L	在地	所の所在地 事業所の名	称事業所の名	所の名称 野業者の名	称 事業所の名	同	在地事業所の所	変更事項

Ш

梨県

七号
戸
F
•
平成
₩.
. b.
ΗV
"
+
十九年十
++
ノレ
午
+
┵
1
Ħ
刀
L
i.
-月十六日
\Box
н
_

ンク 株式会社ケアリ	トライフ	· G 株式会社T· H
百七十九番地七年巨摩郡昭和町	番地二十六條南割千五十三	目十二番六号甲府市中央二丁
かばデイサービスわ	トライフ	· G 株式会社T・H
十 部千九十九番地 笛吹市石和町市	番地二十六 作南割千五十三	七番地十三甲府市長松寺町
称業所の名	の所在地 及び事業所 主たる事務	在地事業所の所

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出

定した次の介護機関から、事業を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により指

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤

斎

同	医療法人銀門会	株式会社アトム薬	事業者の名称
同	地市場二千三十一番笛吹市石和町四日	場六百二十一番地南アルプス市古市	在地主たる事務所の所
一宮診療所訪問リハテーション病院附属甲州通所リハビリ	ーション一宮事業所甲州通所リハビリテ	アトム薬局宝店	事業所の名称
詞	百四十一番地一笛吹市一宮町塩田七	五番十号	事業所の所在地

		ビリテーション	
ピー株式会社ワイエム	番一号読売ビル内甲府市宝一丁目九	あすなろ甲府薬局	一号読売ビル内甲府市宝一丁目九番
亩	同	あすなろ石和薬局	百二十三番地四十
式会社セントケア山梨株	百三十一番地一甲府市大里町三千	セントケア富士吉田	井四十五ビル二階丁目二十二番一号北富士吉田市下吉田五

大規模小売店舗の新設に関する届出

あったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後

藤

斎

届出者

ブ・フェート・ファート
東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 サンドラッグ山梨万力店
- 所在地 山梨県山梨市万力字原ノ前七十六番外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ っては代表者の氏名

兀 センター 縦覧場所 届出年月日 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 平成二十九年九月二十九日 山梨県県民情報

Ŧī. 縦覧期間 この公告の日から平成三十年二月十六日まで

あったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が 大規模小売店舗の新設に関する届出

代表取締役 代表取締役

赤尾主哉 才津達郎 株式会社サンドラッグ

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の

代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあっては

住所

山梨県知事

後

藤

斎

平成二十九年十月十六日

代表取締役 株式会社いちやま 代表者の氏名 氏名又は名称及び 三科雅嗣

届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 いちやまマート上野原店

所在地 山梨県上野原市上野原駅南土地区画整理地内七街区外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

っては代表者の氏名

株式会社いちやまマート 代表者の氏名 代表取締役 氏名又は名称及び法人にあっては 三科雅嗣 住所 山梨県中央市若宮五十番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年六月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千九百二十四平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

5

第二千七百三十七号

届出者

住所 住所 生所 生所	大しこうっては
	臣厅

Щ

- 駐車場の位置及び収容台数
- 位置 届出の図面のとおり
- 収容台数 九十八台
- 駐輪場の位置及び収容台数
- 位置 届出の図面のとおり
- 収容台数 六十台
- 荷さばき施設の位置及び面積
- (2) 位置 面積 三十二平方メートル 届出の図面のとおり
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 三十九立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前九時
- (2) (1) 閉店時刻 午後九時四十五分
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時ま
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 数 二箇所
- 位置 届出の図面のとおり

四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 六時まで 午前六時から午後

届出年月日 平成二十九年九月二十九日

縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

Ŧi. 縦覧期間 この公告の日から平成三十年二月十六日まで

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後

斎

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字塩出ヶ崎三千四百五

発行者

Ш

梨

県

四百十七の一、三千四百十八及び三千四百十九の一部の区域 七の一部、三千四百五の十八の一部、三千四百五の二十、三千四百五の二十一、三千 の十三、三千四百五の十四、三千四百五の十五、三千四百五の十六、三千四百五の十 の三の一部、三千四百五の四、三千四百五の五の一部、三千四百五の九、三千四百五

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類 位置豆	位置及び区域
道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	次の図のとおり

田市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 伊藤開発 代表取締役 伊藤貴美 富士吉田市上吉田三千四百五の三 株式会社

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二十八号

定により、株式会社塩山自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同 指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規

条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月十六日

山梨県公安委員会

尾 方

恵

委員長

変更年月日 平成二十九年九月七日

変更後の代表者の氏名 萩原正夫

株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番